

2019年7月22日

大阪市教育委員会

教育長 山本 晋次様

大阪市学校園教職員組合

執行委員長 宮城

養護教職員部長 園田

## 労働条件改善要求書

児童・生徒の健康を保障し、養護教職員の労働条件改善を進めるために、すみやかに下記事項の措置を講じられますように強く要求します。

記

### 1. 養護教職員の労働実態を把握し、すべての養護教職員に休憩時間を保障することについて

- ① 「休憩時間の設定時間は、児童生徒が学校に来ている時間帯」であり、「いつ、児童生徒が来室してくれるかわからない」「保健室にいつも来室者がいる」といった状況である。他の教職員も同様の状況下にあるため、休憩時間に保健室での業務を代替できる教職員がない。毎日の休憩時間の保障を求める。

### 2. 宿泊を伴う学校行事に関する労働について

- ① 宿泊を伴う行事について、養護教諭が付き添うことが多いのが現状である。割り振りについては、校長より、説明がない学校もある。また、学校によっては割り振りの時間に差がある。  
だれもが取りやすいようわかりやすい説明を求めるとともに校長に正しく設定をするよう指導を求める。
- ② 宿泊を伴う行事に看護師の専門性が必要な場合の児童生徒が参加することがある。学校が看護師の必要性を求める場合には、認めるとともに直ちに探すことを求める。不在の場合には、養護教諭の多大な労働過重になるため。
- ③ 宿泊を伴う行事で、22時以降に正規の勤務時間が割り振られており、その時間帯を行った場合については夜間勤務手当が支給されることになっている。正規の勤務時間の説明を求める。

### 3. 定期健康診断に関する労働について

- ① 検診後の器具の滅菌消毒が、勤務時間内に終了しないため超過勤務になっている。検診に使用した器具の業者委託消毒もしくは検診介助者等での労働過重の解消を求める。
- ② 定期健康診断である心臓2次検診の土曜日実施についての勤務を命じないこと。
- ③ 心臓2次検診等の会場校の選択については、どの学校からも引率しやすい便利な場所の学校を多く確保すること。特に児童の検診については対象者が多い場合は、養護教職員が一人で行くことのないようにすること。

### 4. 就学時健康診断に関する労働について

- ① 就学時健康診断について養護教職員の労働過重軽減を求める。
- ② 検診介助者の派遣を希望する学校には、その措置を講じること。
- ③ 検診器具の滅菌は労働負担軽減につながっているため削減しないこと。

## **5. 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する業務について**

- ① スポーツ振興センターにかかる事務については、給付金の取扱等、養護教職員に労働負担が一方的にかかっている現状をふまえ、請求時の手続きのみとし、給付金支給に関しては学校側に関わらせないことを求める。

## **6. 学校医療券に関する業務について**

- ① 医療費援助事務についても、養護教職員に一方的に労働負担がかかっている。医療機関・保護者・大阪市教育委員会、この三者との調整・書類の作成で、養護教職員の本来の業務に支障が生じ、長時間勤務をせざるを得ない。学校医療券は行政の業務であることを明確にし、学校を介さず、発行できるものとする等、改善を求める。(他市においては、医療証を行政が発行している)

## **7. 保健室の施設設備等に関する労働条件について**

- ① 近年、心身の発達に課題のある子どもたちが増え、また養育に困難のある家庭の増加などから、学校教育が担う役割が多様になっている。必要に応じて養護教職員が相談を行う場合があるので空間の確保を求める。(手当をする、休養する、相談をするの同室では困難である)

## **8. 校務支援パソコンに関する労働条件について**

- ① 校務支援パソコンへの日々の入力作業(保健日誌)が労働時間の延長につながっている。入力方法の簡略化を求める。  
② 定期健康診断結果の入力、特に歯科検診の歯式についての簡略化を求める。  
③ 定期健康診断の結果報告書について、pdfになっているため少し表現を変更したいときなど変えられない場合があるため使えないため、不便である。使いやすくして労働過重軽減を求める。

## **9. 中学校給食について**

- ① 中学校給食については、養護教職員がアレルギー対応に追われるなどして、労働過重になっているので軽減を求める。

## **10. 養護教職員の健康保障について**

- ① 今までに引き続き、妊娠が判明した養護教職員の負担軽減措置をなくさないことおよびすみやかに軽減措置を行うこと。  
② 病気休暇、介護休暇等の代替講師を長期休業期間中も任期を切らないようにすること。特に春休みは養護教職員にとって、定期健康診断の大切な準備期間である。(夏休み等でも部活動、泊りを伴う行事がある)ため、始業式からでは間に合わない。養護教職員の労働負担軽減を求める。

## **11. その他**

- ① 心身の健康への適切な対応を行うための加配についての趣旨を改めて確認すること。今年度の加配校について公表し説明を求める。(どうしてそこになったのか)  
② 本校・分校のある学校での配置基準の明示を求める。

2019年7月22日

大阪市教育委員会  
教育長 山本晋次 様

大阪市学校園教職員組合  
執行委員長 宮城  
栄養教職員部長 城 寿美香

## 要 求 書

大阪市が、教育としての学校給食の内容を向上させること、食教育を充実させることは、栄養教諭の職務内容に直結する教育施策です。

学校現場に配置されている栄養教諭の勤務労働条件を改善するため、栄養教職員部との協議を行うこと、下記の事項について誠意ある対応を行うことを要求します。

### 記

#### 1. 学校給食および食教育の充実について

- (1) 学校給食は教育の一環であることから、学校給食事業については自校直営方式で実施すること。調理業務についても民間委託を行わず、教育行政としての責任を果たすこと。
- (2) 民間委託事業については、給食水準が低下することのないよう検証を行うこと。
- (3) 学校給食費を無償にすること。
- (4) 米飯には、国産の新米を使用すること。炊き込み・混ぜご飯献立が全ての学校で実施できるよう、自校炊飯を拡充すること。
- (5) 学校給食を「生きた教材」とするための施策として、地場産食材を使用すること。
- (6) 安全・安心の学校給食を実施するため、放射性物質・残留農薬・食品添加物・細菌・遺伝子組み換え食品に対する検査体制を強化すること。
- (7) 使用食材の生産地・流通経路・アレルゲンについて、情報提供を行うこと。
- (8) 食材の購入については、学校給食協会による一括購入を見直すこと。献立の実施については、現行の5ブロックを細分化すること。
- (9) パンについては、業者による味・品質の差を改善すること。また、めん・いも・米の副食と組み合わせるパンについて、種類や量を見直すこと。
- (10) 食器の種類・材質について見直すこと。現在の3つ切り皿については、持って食べることができる形状に改善すること。中学校の食器については、配膳量に見合った大きさに改善すること。
- (11) ポリカーボネート製食器具の溶出検査を実施し、安全性を明確にすること。
- (12) 個別対応給食の拡充および「代替食」を実施し、食物アレルギーや摂食障害のある児童生徒にも学校給食を提供すること。そのために必要な施設設備・定員等の措置を行うこと。
- (13) 個別対応給食の提供にあたっては、中学校給食で使用している容器を小学校にも支給し、安全安心な個別対応給食が実施できるようにすること。
- (14) 食物アレルギー個別対応についての研修は、学校全体で行うことを周知徹底し、児童生徒が安全に学校生活を送ることができるようによること。

#### 2. 職務内容の確立および労働条件の改善について

- (1) 栄養教諭の職務内容が教職員に正しく理解されるよう、管理職を指導すること。また、中学校に配置されている栄養教諭の職務内容を明確にすること。

- (2) 学校給食を実施している全ての小中学校に、栄養教諭を計画的に配置すること。
- (3) 全校配置されていない現状を考慮し、栄養教諭の再任用は定数外とすること。
- (4) 未配置校における栄養教育推進事業については、繁忙化している行政区の実態を把握し、業務の負担を軽減すること。中学校における栄養教育推進事業については、指導資料提供の範囲とすること。
- (5) 献立作成・教材作成・栄養相談に必要な「栄養管理室」を設置し、業務の効率化をはかること。栄養教諭にも授業用パソコンを支給すること。
- (6) 民間委託業者に対する「給食調理・衛生管理マニュアル」等の研修は、契約者である市教委の責任で行い、民間委託校に勤務する栄養教諭の負担を軽減すること。
- (7) 人事異動については、新規採用4年目を含めて本人の希望を尊重し、通勤の負担を軽減すること。
- (8) 白衣・作業衣等は、学校現場の意見を反映させたものに改善すること。給食帽については、マスクが外から着用できる形状に改善すること。
- (9) 栄養教諭対象の研修は、希望者が全員受講できるように企画し、研修の機会を保障すること。内容については、参加者の意見を反映させ、充実をはかること。
- (10) 栄養教諭の免許更新講習については、対象者へ周知すること。また、講座開設の大学を拡充する等の条件整備を行うこと。

以上

2019年7月22日

## 資料請求

大阪市学校園教職員組合

栄養教職員部

- 自校炊飯およびドライシステム実施校の一覧表
- ポリカーボネート製食器具のビスフェノールA溶出検査結果
- 食物アレルギー疾患や嚥下咀嚼困難等で、学校給食において個別対応が必要な児童の実態  
(相談件数と内容)
- 食物アレルギー個別対応給食の実施報告状況
- 栄養教育推進事業の各区における実施状況および評価
- 給食調理業務の民間委託事業の実施校と受託業者の一覧表
- 「食の指導への対応加配」の配置校一覧表
- 中学校給食実施における親校子校の一覧表

大阪市教育委員会  
教育長 山本晋次

様

2019年7月22日  
大阪市学校園教職員組合  
執行委員長 宮城 登  
幼稚園部長 甲斐由利子

## 要 求 書

少子化対策や子育て支援の重要性が叫ばれている今日、自治体が責任をもって就学前教育をしていくためには、地域の公立幼稚園が必要です。

幼稚園に勤務する教職員は、長時間過密労働等により、深刻な労働実態のもとでも、幼児教育の充実のため、保護者、地域の方々と力を合わせて奮闘しています。

一人一人の教師がゆとりをもって子どもたちと接することができるよう労働条件の改善等を下記のとおり要求します。

### 記

1. 今まで通り豊かな就学前教育を行うため、大阪市立幼稚園を存続し、新たな市立幼稚園民営化計画を撤廃すること。

2. ゆきとどいた教育をするために

- ① 市政改革プランにある市立幼稚園民営化計画を撤廃し、全園の25人学級を早期に実現すること。当面、学級定数を厳守し、抽選なしで希望する幼稚園に全員が入園できるように教育条件を整備すること。
- ② 希望するすべての3歳児が保育を受けられるよう、全園3歳児保育を早期に実施し、定数を超えた場合は抽選ではなく、複数学級とすること。

3. 生き生きと安心して働く職場を

- ① 幼稚園での休憩時間を保障すること。
- ② 幼稚園ではすべての施設設備が幼児主体で、机、椅子、水道の高さなども低いため、腰痛等の原因にもなっている。腰痛の発症を予防するため、大人用の高さの手洗い場を設置するなどの措置を講ずること。実態を調査し、労働安全衛生上好ましい環境を整えること。
- ③ 職員用男女別トイレの設置、洋式トイレの設置、更衣室の設置等、職員が働く場としての最低限の設備を整えること。
- ④ プール遊びの指導が、教職員の健康を破壊する要因になっている。労働条件の悪化につながらないように、条件整備を行うこと。
- ⑤ プールに浄化設備がない幼稚園は、毎日、水を入れ替えなければならない。プール遊びを実施するためには、毎朝早朝勤務し、プール掃除と水の入れ替えを行わなければならず、労働過重となってしまうので、改善すること。プール掃除のため早朝出勤する場合には勤務時間変更等の対応をとるよう、管理職に働きかけること。

- ⑥ 園庭の野菜や草花などを保育に適した状態に保つための水遣り等のための休日出勤は労働過重である。勤務時間の割り振り変更を認めること。
- ⑦ 大阪市立幼稚園は障がいを抱える児童が多く保育している。実態に即した指導をするためには、現在の労働条件の下では教職員や在園児に多大な負担がかかっているので改善してほしい。全園に配置された特別支援担当の講師は保育終了後預かり保育の指導員として勤務するため休憩時間も取れず労働過重となっているので改善すること。また、年度途中であっても必要に応じて障害児加配教員を配置すること。
- ⑧ 大阪市立幼稚園では、正規採用の教員が減り続け、臨時講師が増えている。その臨時講師も、昔から勤務し続けている臨時講師が少なくなり、新たに採用される臨時講師が増えている状況の中で、大阪市立幼稚園が積み重ねてきた豊かな幼児教育の実践が伝わりにくくなっている。そのため、行事や事務の分担等においても正規教員の負担が増えている。正規教員の採用を増やすこと。
- ⑨ 幼稚園教職員の勤務労働条件を、管理職が責任をもって説明すること。休憩時間の取得や退勤時刻を守ること等について教職員に働きかけるようにし、特に育児短時間勤務をしている職員には、退勤時刻を守れるよう、職務の軽減等の措置をとるように働きかけること。  
園長会・主任会の開催時間を考慮し、現場の保育や会議等に支障が及ばないようにすること。特に、新学期に開催される会については、少なくとも、課業時間中に開催することのないよう配慮されること。
- ⑩ 義務教育等教員特別手当を幼稚園教員にも全額支給すること。
- ⑪ 学級定数プラス1名の実働教員を配置すること。
- ⑫ 事業担当主事が1名しか配置されていないため、園内の清掃や地域への配布物等教員が分担して行わなければならず労働過重となっている。管理作業員を配置すること。
- ⑬ 幼稚園の再任用教員の短時間勤務制度を認めること。

2018年7月22日

資料請求

大阪市学校園教職員組合 幼稚園部

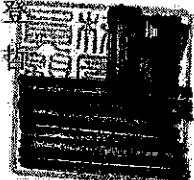
1. 休憩時間の取得状況
2. 2019年度入園募集に関しての応募者数、抽選状況
3. 夏季、毎朝のプール掃除のための勤務時間の変更措置の状況

2019年 7月22日

大阪市教育委員会  
委員長 山本晋次 様

大阪市学校園教職員組合

執行委員長 宮城  
障害児教育部長 山林



### 要 求 書

特別支援教育に関わる教職員の勤務労働条件を改善するため、障害児教育部との協議を行うこと、下記の事項について誠意ある対応を行うことを要求します。

#### 記

1. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒、障害の実態や種別にみあった学級設置及び教職員配置を行うこと
  - (1) 障害種別による学級設置を遵守すること
  - (2) 学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合も、その種別での学級設置を行うこと。
  - (3) 特別支援学級の1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市独自基準を策定すること。
2. 特別支援教育に関する特別な困難を抱えた学校への教職員加配を行うこと
  - (ア) 20人以上の在籍
  - (イ) 医療的ケア児が複数在籍
  - (ウ) 障害が重複している児童が在籍
3. 重度の障害を持つ子どもたちにも教育を保障するインクルーシブ教育を実現するため、医療的ケア児の教育保障を市の責任で行うこと。
4. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
5. 特別支援教育体制の充実のために、通級指導教室を増設置すること。

6. 通常学級において、特別支援学級在籍児童を含めた人数が定数（35人、40人）を超えることがないよう、適切な措置をとること。
7. 特別支援学級在籍児童の特別支援学校への転校にあたっての、教職員の実務負担を軽減すること。
8. 特別支援学級担任の妊娠判明時（本人申請時）には、当該教職員の業務を軽減すること。
9. 障害児に関わる教職員の特別健康診断において、頸肩腕症や腰痛で要観察以上の診断が出された教職員の業務を軽減すること。
10. 心理的負担が大きくストレスの高い状態が続く医療的ケア担当教職員に対し、休憩時間を必ず確保すること。
11. 特別支援教育に関わる教職員が、給食の加工・調理（ミキサー、きざみ、つぶし等の作業）等の二次調理をするような事のないよう、業務環境改善をはかること。  
これらは、大阪市の責任で適切な実施を行なうこと。
12. 特別支援教育サポーターの賃金・労働条件の改善を行うこと。
13. 特別支援教育コーディネーターの相談業務等による超過勤務実態を改善する事。

2019年 7月22日

大阪市学校園教職員組合 障害児教育部

資料請求

○特別支援学級等の設置数、児童・生徒数、教員数等について

1. 2019年度の特別支援学級設置数、特別支援学級に関わる加配教員数、在籍児童・生徒数
2. 2019年度の通級指導教室設置数、設置校数、指導を受ける児童・生徒数
3. 2020年度の特別支援学級設置見込み数、特別支援学級に関わる加配教員見込み数、在籍児童・生徒見込み数
4. 2020年度の通級指導教室設置見込み数
5. 特別支援学級に20人以上が在籍する学校数

○特別支援学級担任の配置状況等について

6. 特別支援学級担任の病気休暇・病気休職取得者の人数と割合
7. 特別支援教育に関する定数内講師の人数と割合
8. 本年度で3年以上継続して特別支援学級を担任している教員の人数と割合

○特別支援教育センター等について

9. 特別支援教育センターの配置人数、配置基準または優先順位、次年度配置計画
10. 特別支援教育センターの業務内容
11. インクルーシブ教育推進スタッフの配置人数、次年度以降の配置計画

○医療的ケアの必要な児童・生徒への支援、個別対応給食（障害児食）等について

12. 医療的ケア児が在籍する学校数、児童・生徒数
13. 医療的ケア児が複数在籍する学校数
14. 医療的ケア児に対する、看護師の配置状況、次年度の配置計画
15. 医療的ケア児に対する、看護師の常時配置校数
16. 個別対応給食（障害児食）を必要とする児童・生徒数、実施児童・生徒数
17. 中学校給食で個別対応給食（障害児食）を必要とする児童・生徒への対応形態

○その他

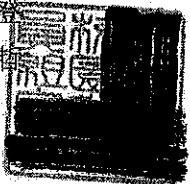
18. 特別支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級の数
19. 特別支援学校と通常学校間で転校をした児童・生徒数と、障害種別の内訳

2019年 7月22日

大阪市教育委員会  
委員長 山本晋次 様

大阪市学校園教職員組合

執行委員長 宮城  
障害児教育部長 山林



## 要 求 書

特別支援教育に関わる教職員の勤務労働条件を改善するため、障害児教育部との協議を行うこと、下記の事項について誠意ある対応を行うことを要求します。

### 記

1. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒、障害の実態や種別にみあった学級設置及び教職員配置を行うこと
  - (1) 障害種別による学級設置を遵守すること
  - (2) 学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合も、その種別での学級設置を行うこと。
  - (3) 特別支援学級の1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市独自基準を策定すること。
2. 特別支援教育に関する特別な困難を抱えた学校への教職員加配を行うこと。
  - (ア) 20人以上の在籍
  - (イ) 医療的ケア児が複数在籍
  - (ウ) 障害が重複している児童が在籍
3. 重度の障害を持つ子どもたちにも教育を保障するインクルーシブ教育を実現するため、医療的ケア児の教育保障を市の責任で行うこと。
4. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
5. 特別支援教育体制の充実のために、通級指導教室を増設置すること。

6. 通常学級において、特別支援学級在籍児童を含めた人数が定数（35人、40人）を超えることがないよう、適切な措置をとること。
7. 特別支援学級在籍児童の特別支援学校への転校にあたっての、教職員の実務負担を軽減すること。
8. 特別支援学級担任の妊娠判明時（本人申請時）には、当該教職員の業務を軽減すること。
9. 障害児に関する教職員の特別健康診断において、頸肩腕症や腰痛で要観察以上の診断が出された教職員の業務を軽減すること。
10. 心理的負担が大きくストレスの高い状態が続く医療的ケア担当教職員に対し、休憩時間を必ず確保すること。
11. 特別支援教育に関する教職員が、給食の加工・調理（ミキサー、きざみ、つぶし等の作業）等の二次調理をするような事のないよう、業務環境改善をはかること。  
これらは、大阪市の責任で適切な実施を行なうこと。
12. 特別支援教育サポーターの賃金・労働条件の改善を行うこと。
13. 特別支援教育コーディネーターの相談業務等による超過勤務実態を改善する事。

2019年 7月22日

大阪市学校園教職員組合 障害児教育部

資料請求

○特別支援学級等の設置数、児童・生徒数、教員数等について

1. 2019年度の特別支援学級設置数、特別支援学級に関する加配教員数、在籍児童・生徒数
2. 2019年度の通級指導教室設置数、設置校数、指導を受ける児童・生徒数
3. 2020年度の特別支援学級設置見込み数、特別支援学級に関する加配教員見込み数、在籍児童・生徒見込み数
4. 2020年度の通級指導教室設置見込み数
5. 特別支援学級に20人以上が在籍する学校数

○特別支援学級担任の配置状況等について

6. 特別支援学級担任の病気休暇・病気休職取得者の人数と割合
7. 特別支援教育に関する定数内講師の人数と割合
8. 本年度で3年以上継続して特別支援学級を担任している教員の人数と割合

○特別支援教育サポーター等について

9. 特別支援教育サポーターの配置人数、配置基準または優先順位、次年度配置計画
10. 特別支援教育サポーターの業務内容
11. インクルーシブ教育推進スタッフの配置人数、次年度以降の配置計画

○医療的ケアの必要な児童・生徒への支援、個別対応給食（障害児食）等について

12. 医療的ケア児が在籍する学校数、児童・生徒数
13. 医療的ケア児が複数在籍する学校数
14. 医療的ケア児に対する、看護師の配置状況、次年度の配置計画
15. 医療的ケア児に対する、看護師の常時配置校数
16. 個別対応給食（障害児食）を必要とする児童・生徒数、実施児童・生徒数
17. 中学校給食で個別対応給食（障害児食）を必要とする児童・生徒への対応形態

○その他

18. 特別支援学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級の数
19. 特別支援学校と通常学校間で転校した児童・生徒数と、障害種別の内訳

2019年7月22日

大阪市教育委員会  
教育長 山本 晋次 様

大阪市学校園教職員組合  
執行委員長 宮城 一治  
事務職員部長 松宮 久美子

2019年度要求書

賃金・労働条件の改善、定員増、児童生徒へのゆきとどいた教育を保障するため、下記の要求に誠意を持って回答するよう求めます。

記

1. 賃金改善要求

- ① 学校事務職員の賃金を改善すること。
- ② 学校事務職員の代替である臨時的任用職員（日額臨任）賃金を日額1万5千円以上にすること。
- ③ 学校事務職員の代替である任期付職員の任期対象となる休業等に産前産後休暇・病気休暇・介護休暇などを含めること。
- ④ 再任用学校事務職員の期末勤勉手当の支給率を本務職員と同等にすること。また、扶養手当・住居手当を支給すること。

2. 勤務労働条件改善要求

- ① 学校事務職員の休暇制度は、教育職員と同様の制度とすること。
- ② 昇格制度の基準を明らかにし、公正な選考を実施すること
- ③ 「パワーハラスメント」防止措置を講じ使用者責任を果たすこと。
- ④ 「学校財務会計システム」「教職員人事・給与システム」等の導入による煩雑化・多忙化を解消すること。また、「教職員人事給与システム」のマニュアルを完成すること。
- ⑤ 「学校事務職員の役割と標準職務」の押し付けは行わないこと。
- ⑥ 「学校間連携実施要項」に基づく業務増加について堅減する措置を講じること。事務主任が行っている第一次評価者の補佐業務は、直ちに廃止すること。
- ⑦ 就学援助事務をはじめとする事務を簡素化し、事務量増加に見合った事務職員を大阪市独自で増員すること。中学校・小学校への複数配置、幼稚園・夜間中学校にも事務職員を配置すること。また、短時間再任用の配置基準を明らかにすること。
- ⑧ 公会計化された「学校給食費」については市教委の責任においてすべての事務を行うこと。とりわけ、「学校給食費の未納について」は市教委が直接対応すること。
- ⑨ 年度当初・年度途中に欠員が生じた場合は、速やかに事務職員を配置すること。
- ⑩ 就学援助加配・大規模校加配の配置基準を切り下げないこと。また、学校事務職員の配置基準を明らかにすること。
- ⑪ 市教委の責任において事務室について執務環境を整備すること。
- ⑫ 新採研修の短縮ならびに時期の変更を行うこと。
- ⑬ 制度変更や業務内容の変更が生じた場合、市教委の責任において説明会を開催し、マニュアル整備すること。
- ⑭ 学校経営管理センターの人員不足やシステム不備等が現場の学校事務へ混乱や影響を及ぼさないよう措置すること。
- ⑮ 再任用短時間（義務制）の学校事務職員に定期健康診断を実施すること。

資料請求（事務職員部）

1. 2019年度の学校事務職員3級主務の受験合格状況について

- ①受験該当者数
- ②受験者数
- ③合格者数と合格率
- ④合格者のうち

31～35歳までの人数

36～40歳までの人数

41～45歳までの人数

46～50歳までの人数

51歳以上の人数

2. パワーハラスメントについて

- ①2018年度に学校事務職員がパワーハラスメントを受けた人数
- ②2019年度資料提供時点で学校事務職員がパワーハラスメントを受けた人数

2019年7月22日

大阪市教育委員会  
教育長 山本 晋次 様

大阪市学校園教職員組合

執行委員長 宮城

臨時教職員部長 早瀬

## 要 求 書

学校で働く臨時教職員は、同じ教育現場で働く教職員であるにもかかわらず、臨時教職員の賃金・労働条件は劣悪で、身分も不安定です。そのため、臨時教職員の給与表を正規と同じにするなど、臨時教職員の待遇を改善する措置をとる都県が増えています。

また、近年不足している臨時講師を確保するため、①合格判定がでた現職の講師を「1ヶ月からの採用する」(仙台市)、②採用試験不合格者に、3年～5年間の期限をつけて正規と同じ待遇で採用する「任期付職員」の採用選考を行う(静岡市)など、さまざまな採用制度を工夫している政令市もあります。

これとは対照的に、劣悪な労働条件の大阪市では講師を希望する者が減り続け、産前休暇や育児休暇、病気休暇の代替講師が不足し、欠員が生じる事態が深刻化しています。臨時教職員が安心して働きつづけられるよう、下記要求の実現を求めます。また、国への働きかけを求めるます。

### 1. 教員採用選考制度の改善を行うこと

- (1) 新規採用教職員を大幅に増やし、異常に多くなっている定数内講師を減らすこと。
- (2) 近年続く、大阪市の臨時講師不足を解決するため、大阪市での講師経験が優遇されるように、採用選考テストで以下のような措置を取ること。
  - ① 2年以上継続しての大阪市で雇用されている臨時講師の採用選考は、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
  - ② 3年以上継続して大阪市で雇用されている臨時講師の採用選考は、1次試験のすべてと2次試験の筆答を免除し、2次試験の面接試験のみの選考のとすること。
  - ③ 「前年度1次合格者特例」の1次試験免除の期間を翌々年度の2年間の1次試験免除に伸ばすこと。
  - ④ 講師受験者の選考試験日については学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中(7月21日～8月25日)の平日も含めた期間に実施すること。
  - ⑤ 採用内定者研修を中止すること。実施にあたっては、参加する現職講師の勤怠を出張とすること。
  - ⑥ 新規採用者の採用前健康診断については、前年度の現職講師として採用があり、その期間内に健康診断を受けている場合は、採用前健康診断を受けたものとみなすこと。また採用された現職講師が採用前健康診断を受診する場合は、その勤怠を出張か職務免除にすること。

### 2. 臨時教職員の労働条件等の改善を行うこと。

- (1) 病気休暇代替等の臨時教職員の雇用期間は引き継ぎ期間を設け、空白期間を作らないこと。
- (2) 臨時教職員の採用内定を年度内に示し、雇用不安を取り除くこと。
- (3) 臨時教職員の配置校については本人の希望を尊重し、通勤の負担を軽減すること。
- (4) 臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。
- (5) 臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。
- (6) 臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、パワーハラスメントをさせたりしないこと。
- (7) 非常勤講師(時間講師)の給料を月額支給に戻すこと。

3. 賃金・待遇改善を行うこと。

- (1) 常勤講師の賃金・一時金について、正規職員と同じ給料表に改善すること。当面、初任給、前歴調整の最高限度額を引き上げること。
- (2) 臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようすること。特に健康保険証については、4月に、新たに任用された臨時教職員の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも4月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。
- (3) 非常勤講師（時間講師）の給与単価を大幅に増額し、一時金を制度化すること。また、扶養手当・地域手当・住居手当等諸手当を支給すること。
  - ①勤務校の都合による授業計画の変更にともなう、授業時間の振替の連絡を前日までに必ず行うこと。
  - ②授業時間の変更により、兼務の学校と重なるなど、勤務できない場合は、勤務可能な時間帯に振替をすること。それができない場合は賃金の保障をすること。
- (4) 非常勤嘱託員（29時間勤務）の特別休暇（生理休暇、病気休暇、産前産後休暇など）を有給にすること。
- (5) 非常勤嘱託員の研修権を保障すること。
- (6) 臨時教職員の給与は、労働した月内に支払うこと。また、採用時に支給日を明確にすること。
- (7) 扱用されている臨時教職員が、正規採用にかかる選考試験を平日などの勤務日に受けける場合については、職免扱いとすること。
- (8) 非常勤嘱託員（29時間勤務）についても勤務実績に応じて、一時金を支給すること。
- (9) 正規職員の長期病休等の代替アルバイト職員の賃金は日給制を改め、月額単位の賃金にすること。  
また代替アルバイト職員の勤務時間は雇用契約の勤務時間を超えることのないようにしておくこと。超過勤務が必要な場合は超過勤務手当を支給すること。
- (10) 2018年4月からの主務教諭制度の導入により、長期にわたり任用している臨時教職員が大阪市の教員採用試験に合格した場合、正規教員への採用時に2級給料表小中7・8号給で頭打ちになるため、採用時に講師の時より賃金が大幅に下がるなど、不利益になることが明らかになっている。主務教諭制度を抜本的に改善し、長期にわたり任用している臨時教職員の不利益をなくすようすること。

4. 再任用教職員の賃金や労働条件を改善すること。

- (1) 年金支給が65歳となる流れの中で、再任用を希望者が増えているため、その採用については希望者を無条件で雇用すること。
- (2) 配置については本人の希望を尊重すること。
- (3) 採用時の勤務条件としてフルタイム勤務を強要しないこと。
- (4) 再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。
- (5) 扶養手当・住居手当を支給すること。

5. 特別支援教育ソポーター・学力向上支援ソポーター（学びソポーター・理科補助員）等の待遇を抜本的に改善すること。

- (1) 特別支援教育ソポーター・学力向上支援ソポーターの給与を時給1500円以上に大幅に引き上げること。
- (2) 交通費は実費支給とすること。

6. 非常勤嘱託職員（生活指導支援員・教頭補助）の待遇改善を行うこと。

- (1) 賃金を改善すること。
- (2) 交通費は実費支給とすること。

以上

2019年7月22日

## 資料請求

大阪市学校園教職員組合  
臨時教職員部

- (1) 大阪市立の学校園に働く 2019 年 5 月 1 日現在の臨時教職員・支援員・嘱託員等の職名ごとの人数
- (2) 定数内講師の校種別入数 (2012 年度から 2018 年度の採用)
- (3) 教諭経験者特例、現職講師特例、講師経験者特例受験者の年齢別受験者数と年齢別合格人數 (2012 年度から 2018 年度の採用)
- (4) 2012 年度から 2018 年度の採用年度ごとの病欠者の人数
- (5) 2012 年度から 2018 年度の定数内講師の入数と期限満了以前の病欠・退職者の人数。

以上